

平成23年5月13日

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令について

大量破壊兵器等の不拡散及び通常兵器の過剰な蓄積を防止する観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理会合において規制すべき対象品目のリストが合意されております。

この国際合意リストを踏まえ、我が国では、外国為替及び外国貿易法第25条第1項の下に定められる外国為替令（以下「外為令」という。）別表及び法第48条第1項の下に定められる輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1にこれらの品目を規定することにより、その輸出等の際に経済産業大臣の許可を要することとし、国内法令上の担保を行っているところです。

本政令は、2010年の国際輸出管理会合における合意等を踏まえ、外為令及び輸出令について所要の改正を実施するものです。

1. 改正の概要について

国際合意に基づき、輸出等の際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物及び技術を新たに指定する等の措置を講じます。具体的な内容は以下のとおりです。

- ・慣性航法装置等の設計又は製造に係る技術について、許可対象範囲を縮小【外為令別表の11（3）の削除】
- ・暗号機能を有する貨物に関する許可例外の適用範囲の変更【輸出令第4条第1項第6号の改正】
- ・炭化ほう素（含混合物）の許可対象からの除外及びほう素合金（含混合物）の許可対象への追加【輸出令別表第1の5（19）の改正】
- ・装置の部分品であって、周波数シンセサイザーを用いたものについて、許可対象から除外【輸出令別表第1の7（11）を削り、（10の2）の項番を（11）とする】
- ・光ファイバー通信ケーブル及びその附属品について、許可対象から除外【輸出令別表第1の9（3）の改正】

- ・暗号機能を有する貨物の設計等に用いる装置について、許可対象範囲を拡大【輸出令別表第1の9（11）の改正】
- ・レーザー光を利用して音声を探知する装置について、許可対象に追加【輸出令別表第1の10（8の2）の追加】
- ・水中において磁場又は電場を検知する装置について、許可対象に追加【輸出令別表第1の10（9の2）の追加及び別表第3の3の改正】
- ・ダイバー妨害用水中音響装置について、輸出令別表第1での規定箇所を変更【輸出令別表第1の10（1の2）を削り、12（10）を追加】

2. 今後の予定

公 布 平成23年 5月18日
施 行 平成23年 7月 1日

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 飯田

担当者：矢野、石山

電 話：03-3501-1511（内線：3271）

03-3501-2800（直通）